

- P2 ▶ 「新卒者就職応援キャンペーン」を展開します！
- P3 ▶ セミナーレポート「給与明細書の読み方～社会保険・税金」
- P4 ▶ 東京都優秀技能者等表彰式—148人、7団体・企業を表彰—
- P5 ▶ セミナー・職業能力開発センター入校生募集等お知らせ
- P6 ▶ 東京労働局からのお知らせ

平成26年(2014年)12月25日発行

東京都産業労働局雇用就業部調整課
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎03(5320)4646
印刷物規格表1類 印刷番号(25)60

東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト
TOKYOはたらくネット

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>



1月29日
開催！



働き方を見直すいきいき職場を応援！ ワークライフバランスフェスタ東京2015

「ワークライフバランスフェスタ東京」は、従業員の働き方を見直す“いきいき職場”を応援するイベントで、ワークライフバランスを実現する多くのヒントが得られます。皆様是非ご来場下さい。

〔日時〕1月29日(木)10時～17時(開場9時45分) 〔会場〕東京国際フォーラム展示ホール2

10時15分～11時15分・基調講演「経営に直結するワークライフバランスとは」

登壇者：小杉 俊哉 氏(合同会社THS経営組織研究所代表社員)

11時30分～12時40分・平成26年度東京ワークライフバランス認定企業認定状授与式

13時30分～15時10分・パネルディスカッション「ワークライフバランス実践に向けた壁の破り方～様々な壁はこう乗り越えよう！実践のコツ～」

13時30分～14時・ワークライフバランスの基礎知識編

14時10分～15時10分・事例を交えた実践のための応用編

司会：唐橋 ユミ 氏(フリーキャスター)

パネリスト：小室 淑恵 氏(株)ワーク・ライフバランス代表取締役社長)

田中ウルヴェ 京 氏(メンタルトレーナー)

吉田 大樹 氏(労働・子育てジャーナリスト)

町 亜聖 氏(フリーアナウンサー)

平成26年度東京ワークライフバランス認定企業の代表者

15時30分～16時30分・座談会「過去の認定企業に学ぶ お悩みカウンセリングステージ」

登壇者：渥美 由喜 氏

(内閣府少子化危機突破タスクフォース政策推進チームリーダー)

過去の東京ワークライフバランス認定企業の代表者



▲唐橋 ユミ 氏



▲小室 淑恵 氏



▲渥美 由喜 氏

上記のほか、ワークライフバランスを推進する多くの団体・企業による出展ブース、ミニセミナー、また専門家による個別相談コーナーをご用意しています。申込み等詳細は、 <http://www.wlb-festa.metro.tokyo.jp>をご覧ください。

※東京ワークライフバランス認定企業とは・・・

従業員が仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて優れた取組を実施している企業として、東京都が認定した中小企業。今年度は、下記の企業を新たに認定しました。

【長時間労働削減部門】(株)ウィルド(台東区) / (一財)建設物価調査会(中央区) / (株)小林労務(千代田区)

【休暇取得促進部門】フコクしんらい生命保険(株)(新宿区)

【仕事と育児の両立推進部門】(株)シータス&ゼネラルプレス(文京区) / (株)ジャンボコーポレーション(江東区) / (医)瑞心会杉並リハビリテーション病院(杉並区) / (株)タニタハウジングウェア(板橋区)

【仕事と介護の両立推進部門】(有)すこやか(江東区)

【多様な勤務形態導入部門】(株)阿部兄弟建築事務所(千代田区)

【女性の活躍促進部門】(株)アーク情報システム(千代田区) / プレゼンツコンサルティング(株)(千代田区)



【問合せ先】ワークライフバランスフェスタ東京2015事務局 ☎03-3447-1877

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎03-5320-4649

1月から3月まで「新卒者就職応援キャンペーン」を展開します！

平成27年1月から3月まで、若年者の就業を支援する「新卒者就職応援キャンペーン」を展開します。本キャンペーンでは、「東京都若年者就業推進ネットワーク会議」を構成する行政・教育界・産業界の各団体が連携・協力し、多数のイベントを実施します。内定獲得に向けてラストスパートをかけている若年者の方、是非ご活用下さい。

Tokyo新卒就活プロジェクト「ミニツクゼミ」

就職活動で内定を勝ちとるための基礎力や本質的なスタンスを全4日間で学ぶ講座

【対象】27～28年3月卒業予定・既卒3年以内の求職者

【日時】1月15日(木)・17日(土)・20日(火)・24日(土)

10時～17時

【定員】40名

【会場】TKPスター貸会議室九段下第2・第3会議室

【申込み先】東京しごとセンターヤングコーナー

☎03-5211-6351

若者向け就労支援講演会inあだちメッセ

企業で活躍する方々をゲストに迎え、企業が求める人材等をそれぞれの視点で語ってもらう

座談会形式の講演会

【対象】就職活動中の方や大学生等

【日時】1月24日(土)15時～17時

【定員】50名 【会場】シアター1010

【申込み先】あだち若者サポートステーション

☎03-3882-4307



新卒応援！多摩プロジェクト「合同企業説明会」

新卒採用に意欲的な企業が20社参加予定！

【対象】27年3月卒業予定・既卒3年以内の求職者

【日時】1月28日(水)13時～16時30分 【定員】100名

【会場】立川グランドホテル

【申込み先】東京しごとセンター多摩

☎042-329-4510



新規大卒者等合同就職面接会

約170社が参加する大規模面接会！

予約不要・入退場自由です。

【対象】27年3月大学等卒業予定者、既卒者

【日時】2月4日(水)13時30分～16時30分

(受付13時～15時30分)

【会場】新宿NSビル・イベントホール

【問合せ先】産業労働局雇用就業部就業推進課

☎03-5320-4720

東京新卒応援ハローワーク ☎03-5339-8609



Tokyo新卒就活プロジェクト「合同企業説明会」

新卒採用に意欲的な企業が午前・午後合わせて40社集結！

【対象】27年3月卒業予定・既卒3年以内の求職者

【日時】2月6日(金) 午前の部：10時～13時

午後の部：14時30分～17時30分

【定員】各回100名 【会場】東京しごとセンター地下講堂

【申込み先】東京しごとセンターヤングコーナー

☎03-5211-6351

若者応援企業限定「まだ間に合う、4月入社！面接会」

2日間で200社参加予定！予約不要・入退場自由です。

【対象】27年3月大学等卒業予定者、34歳以下の既卒者

【日時】3月5日(木)・6日(金)13時～19時30分

【会場】新宿エルタワー 30階サンスカイルーム

【問合せ先】東京労働局新卒支援係 ☎03-3512-1658

上記以外にも多数のイベントを実施します。 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/koyo/young/campaign.html>

【事業全体に関する問合せ先】産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎03-5320-4720

合同就職面接会 in 錦糸町を開催します

都立城東職業能力開発センターは、城東地域※に就業場所がある企業による合同就職面接会を開催します。事前予約不要・入退場自由です。

※城東地域：台東区・墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区

【対象】一般求職者

どなたでもご参加いただけます！

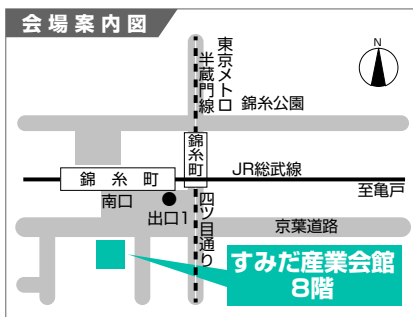
【日時】1月23日(金)13時30分～16時30分(受付13時～15時30分)

【会場】すみだ産業会館8階サンライズホール

【参加企業】40社

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/vsdc/joto/>

【問合せ先】城東職業能力開発センター ☎03-3683-0341



これなら実践できる！職場のメンタルヘルス対策 メンタルヘルス推進リーダー 養成講座

【内容】休職者への対応、企業の取組紹介等

【対象】都内中小企業でメンタルヘルス対策を担う衛生管理者や人事労務担当者等

【日時】2月4日(水)・5日(木)10時～17時

【講師】弁護士 峰 隆之氏、

産業医・内科医 吉野 真人氏 ほか

【定員】40名

【会場】東京都産業労働局秋葉原庁舎

申込みは、 にて、先着順で受付中です。

申込みには、上司の推薦が必要です。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/seminar.html>

【問合せ先】東京都中小企業振興公社

企業人材支援課 ☎03-3251-9361

セミナーレポート 11月の「パート・派遣・契約社員等の労働月間」開催セミナーから

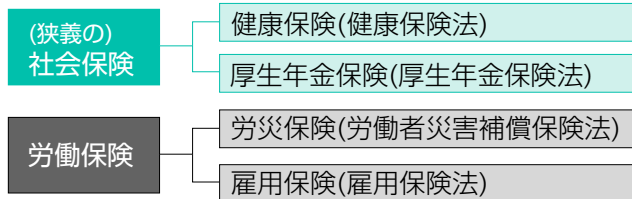
「パートタイマーの日頃の質問に答えます！ 給与明細書の読み方～社会保険・税金を中心に」

東京都労働相談情報センター・各事務所では、11月の「パート・派遣・契約社員等の労働月間」に合わせ、セミナー&相談会を多数開催しました。その中から、社会保険労務士・田島ひとみ先生のセミナーの要旨を掲載します。

社会保険制度は、病気や怪我、死亡、障害、失業といった誰にでも起こりうるトラブルに遭った人やその遺族が生活に困窮することがないように、労働者・国民、事業主、国がそれぞれ保険料や負担金等を出し合って、現金または現物給付を行うものです。



▲田島ひとみ先生

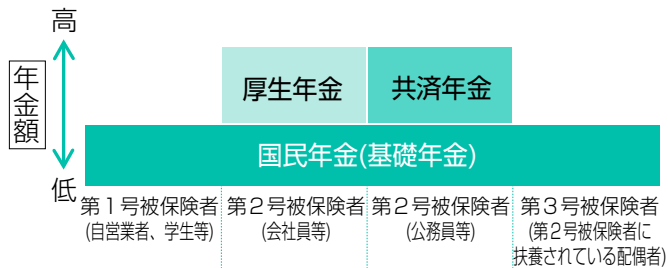


●健康保険とは

労働者又はその被扶養者の業務災害以外の病気や怪我、出産及び死亡に対して給付を行います。①療養の給付②傷病手当金③出産育児一時金④出産手当金⑤その他があります。

●厚生年金保険とは

労働者の老齢・障害または死亡に対して給付を行います。①老齢厚生年金②障害厚生年金③遺族厚生年金があります。現在の年金制度の仕組みは以下の通りです。



自営業者や無業者も含め、原則20歳以上60歳未満の国民は公的年金制度への加入が義務付けられており、その土台となるのが国民年金です。厚生年金保険は、主に会社員を対象とし、国民年金に上乗せする形で加入しています。

●健康保険・厚生年金保険の被保険者となる時

健康保険法・厚生年金保険法の適用事業所に常用で使われる人は、原則被保険者となります。「常用で使用」の基準としては、①1日の所定労働時間が一般社員の概ね4分の3以上、②1か月の勤務日数が一般社員の所定労働日数の概ね4分の3以上、のいずれにも該当する場合が妥当とされています(労働契約期間が2か月以内等適用除外となる場合を除く)。事業主や従業員の意思で決められるものではありません。なお、年収130万円以上になると、第2号被保険者の配偶者がいる場合でも扶養の対象外となるため、国民健康保険・国民年金に自身で加入し、保

険料を払う必要があります。

●労災保険とは

労働者の業務上の事由または通勤による負傷・疾病・障害・死亡等に関して必要な保険給付を行います。①療養(補償)給付②休業(補償)給付③障害(補償)給付④傷病(補償)年金⑤遺族(補償)給付⑥その他があります。

労働者を1人でも使用する事業は、原則として、労働保険(労災保険・雇用保険)適用事業です。労使双方で負担する他の社会保険と違い、労災保険の保険料については事業主が全額負担します。勤務日数・時間に関わらず、労働者は全て労災対象ですが、業務請負等労働契約ではない場合、対象となりません。

●雇用保険とは

労働者が、定年・倒産・自己都合等により離職し、働く意思と能力があるのに就職できない時、あるいは職業訓練を受けた時等に給付を行います。①求職者給付②就職促進給付③教育訓練給付④雇用継続給付があります。

●雇用保険の被保険者となる時

①31日以上雇用見込みがあること、②週の所定労働時間が20時間以上、のいずれにも該当すれば、雇用保険の被保険者となります。

●失業保険を受けるためには

基本手当(いわゆる失業保険)を受けるためには、「離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上」という要件を満たすことが必要です。被保険者期間は、雇用保険加入期間のうち、離職日から遡って1か月毎に区切った期間に賃金支払の基礎となった日が11日以上ある日を1か月として計算します。したがって、仕事を休んだ日が有休扱いか欠勤扱いかで被保険者期間が変わってくるため、注意が必要です。なお、倒産・解雇等の「特定受給資格者」、雇止め等の「特定理由離職者」は、「離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上」という要件になります。

●就職と税金

①住民税・・年収100万円超で、納付義務が生じます。

②配偶者控除・・配偶者の合計所得金額(年間)が103万円以下であれば、配偶者控除が受けられます。

③配偶者特別控除・・納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下でかつ配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合、配偶者の所得金額に応じて、配偶者特別控除が受けられます。

④夫婦の手取り額の逆転現象・・妻がパート等の場合、妻の年収が100万円超で住民税、103万円超で所得税、130万円以上で社会保険料の支払義務が生じます。したがって、妻の年収が130万円以上から150万円台までは夫婦の手取り額が減少するという逆転現象が生じます。

東京都優秀技能者等表彰式

—優れた技を称え、148人、7団体・企業を表彰—



11月14日、東京都優秀技能者等表彰式が行われました。「東京都優秀技能者(東京マイスター)」とは、極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範者と都知事に認定された方で、今年度も40名が受賞しました。また、技能者育成・技能継承において成果をあげた中小企業に対し、都知事が表彰する「東京都中小企業技能人材育成大賞」。今年度は、小杉造園株式会社(世田谷区)が大賞を受賞しました。このほか、優良認定職業訓練実施団体、認定職業訓練功労者等、本表彰式で合計148人、7団体・企業が表彰されました。

【問合せ先】産業労働局雇用就業部能力開発課

☎03-5320-4717

技能五輪全国大会・アビリンピックで 東京都代表選手が大健闘

「第52回技能五輪全国大会」と「第35回アビリンピック」が、11月下旬から12月初旬にかけて愛知県で開催されました。

技能五輪は、若手技能者がものづくりの腕を競う大会で、東京都からは19職種に代表選手として57名が出場。うち2名が金賞(ウェブデザイン・とび)、5名が銀賞(配管・建築大工・情報ネットワーク施工・ウェブデザイン)、8名が銅賞(貴金属装身具・フラワー装飾・理容・レストランサービス・情報ネットワーク施工・ウェブデザイン)、10名が敢闘賞(フラワー装飾・洋菓子製造・西洋料理・和裁・レストランサービス・情報ネットワーク施工・ウェブデザイン)を受賞。東京都選手団は「優秀技能選手団賞」を受賞しました。

アビリンピックは、障害のある方が職業技能を競う全国大会で、東京都からは10職種に代表選手として10名が出場。うち3名が金賞(ホームページ・オフィスアシスタント・パソコンデータ)、1名が銅賞(歯科技工)と健闘しました。



▲アビリンピックで金賞を受賞した東京都代表選手

【問合せ先】産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎03-5320-4717

職業訓練校生徒作品展'15&匠の技展を開催します！

都立職業能力開発センター・校、認定職業訓練校の生徒作品と技能士会の作品を展示する「職業訓練校生徒作品展'15&匠の技展」を開催します。作品の販売や、体験教室も開催します。是非ご来場下さい。

【日時】1月14日(水)10時～18時・15日(木)10時～16時

【会場】新宿駅西口広場イベントコーナー

HP <http://www.tokyo-nokaikyo.or.jp/ginou/fair/>

【問合せ先】東京都職業能力開発協会 ☎03-5211-2352 ～ 4

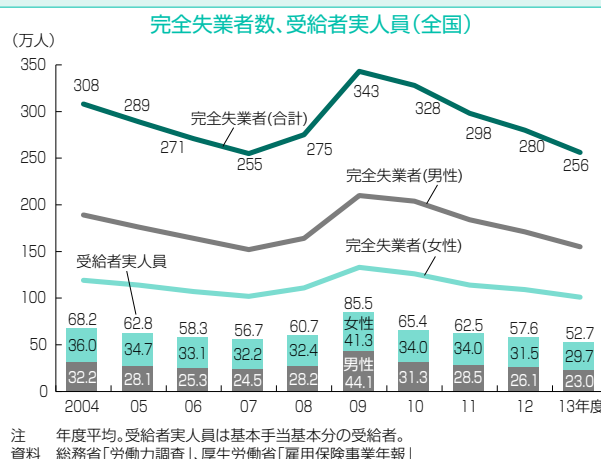


労働 keyword 豆知識 ③ 「雇用保険」

雇用保険とは、労働者が失業した時、雇用の継続が困難となる事由が生じた時、あるいは職業訓練を受けた時などに、国が必要な給付を行う保険制度です。失業者の生活の安定を図るための給付(基本手当)はもちろん、失業者が再就職することを促す給付(再就職手当等)、失業者または在職者が自発的に職業能力を身につけたい時に経費を援助するための給付(教育訓練給付金)、高齢を理由に賃金が一定以上低下した被保険者に対する給付(高年齢雇用継続基本給付金等)、一定期間育児や介護を理由に働くことができない被保険者に対する給付(育児休業給付金・介護休業給付金等)等も含まれます。

雇用保険の適用範囲は、31日以上雇用見込みがあり、かつ週所定労働時間が20時間以上の雇用者です。ただし、65歳に達した日以降新たに雇用される者で高年齢継続被保険者に該当しない等、要件によっては被保険者に該当しません。なお、基本手当が支給される場合も要件があり、また離職時の年齢や被保険者期間等によって所定給付日数に違いがあります。

受給者実人員(基本手当基本分の受給者)をみると、リーマンショックの影響が考えられる2009年度を除き、女性が男性を上回っています。一方、失業者の状況を見ると、男性が女性を上回って推移しており、また男女ともに、基本手当を受給していない失業者が多数にのぼることがわかります。





東京都労働相談情報センター からのお知らせ

*セミナー等の募集は、全て先着順の申込みです。定員に達した場合は、受付を終了いたしますので、あらかじめご了承下さい。

■労働セミナー

◆あなたの労働条件を再チェック！トラブル防止のために知っておきたい基礎知識

〔日時〕1月20日(火)・27日(火)18時30分～20時30分

〔講師〕弁護士 園部 洋士氏 〔定員〕100名

〔会場〕調布市市民プラザあくろす

【申込み先】労働相談情報センター八王子事務所

☎042-643-0278

◆働くルールの疑問に答えます～若者が使い捨てにならないために

〔日時〕1月21日(水)・23日(金)18時30分～20時30分

〔講師〕弁護士 梅田 和尊氏 〔定員〕100名

〔会場〕江東区亀戸文化センター5階研修室

【申込み先】労働相談情報センター亀戸事務所

☎03-3682-6321

◆基礎からじっくり学びたい 働く人のための企業分析ABC

〔日時〕1月22日(木)・27日(火)18時30分～20時30分

〔講師〕明治大学ビジネススクール 山口 不二夫氏

〔定員〕100名 〔会場〕国分寺労政会館4階第5会議室

【申込み先】労働相談情報センター国分寺事務所

☎042-323-8511

上記以外のセミナーについては、 をご覧下さい。

 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/seminarform/index/menu/>

東京都中小企業従業員融資 利率の引き下げを実施！ 3/31まで

中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、生活資金融資の融資利率を期間限定で引き下げています。

	個人融資	家内労働者融資	子育て・介護支援融資
対象	中小企業従業員	専門的・家内労働者	子育て期間中又は育児・介護休業取得中の中小企業従業員
資金使途	生活資金	一般生活資金、作業場の改善等の資金	子育てに必要な費用又は育児・介護休業中の生活費
限度額	70万円 ※特例あり	70万円 ※特例あり	100万円
融資利率	1.8%→1.6%		1.5%→1.3%
特別対策期間	平成26年3月31日融資申込分まで		
返済期間方法	3年以内(融資額70万円超の場合は5年以内)／元利均等月賦返済	5年以内(一部6か月の据置期間有)／元利均等月賦返済	据置期間経過後5年以内(据置期間:育児休業は子が1歳6か月に達するまで、介護休業は12か月を限度)／元利均等月賦返済

 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/yushi/>

【問合せ先】産業労働局雇用就業部労働環境課

☎03-5320-4653



都立職業能力開発センター からのお知らせ

■4月入校生の募集

①普通課程

〔高卒程度〕(1年)金型加工・建築設備等13科目

〔概ね30歳以下〕(2年)機械加工

〔高卒程度・概ね30歳以下〕

(2年)自動車整備工学等4科目

(1年)電気工事等13科目



▲電気工事(天井配線作業)

②短期課程

〔一般〕(6か月)溶接、配管、介護サービス等33科目

〔25歳未満〕(1年以内)若年者就業支援(3コース)ほか2科目

③高年齢者(概ね50歳以上)

〔昼間〕(6か月)ホテル・レストランサービス等10科目

(3か月)マンション維持管理、施設警備

〔夜間〕(6か月)ハウスサービス

(3か月)ビル設備管理

〔選考日〕2月16日(月)～19日(木)

申込みは、1月6日(火)～2月

5日(木)に、ハローワーク各

センター・校へ。教科書代等は自

己負担。①は授業料年額118,800

円、入校選考料1,700円。②③は

授業料、入校選考料無料。



▲配管(配管接続作業)

 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/sisetunai/annai/>

【問合せ先】産業労働局雇用就業部能力開発課

☎03-5320-4716

■ものづくり体験塾「体験！印刷技術」

カレンダーの印刷体験、印刷会社の見学、キャリアカウンセラーを交えたディスカッションを通じ、職業観を育む講座

〔対象〕34歳以下の方

〔日程〕1月19日(月)～21日(水)

(全3日間)

〔申込期限〕1月9日(金)

注：応募多数の場合抽選

【会場・申込み先】中央・城北職業能力開発センター

☎03-5800-2611

■キャリアアップ講習「第二種電気工事士(基礎実技)」

〔対象〕現在働いている方で、都内在住または在勤の方

〔日程〕3月15日(日)・22日(日)・29日(日)(全3日間)

〔費用〕授業料6,500円(他に教科書を各自購入)

〔申込み期限〕①往復はがきによる申込み：1月8日(木)

(消印有効)

②  による申込み：1月10日(土)

 http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/carr_up/

【会場・申込み先】多摩職業能力開発センター府中校

☎042-367-8204 FAX 042-367-8217



*初めて東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩をご利用の方は、事前に利用者登録をしていただきます。

*セミナー等は、原則先着順の申込みです。

求職者 東京しごとセンターの 対象 セミナー

会場：東京しごとセンター
住所：〒102-0072
千代田区飯田橋 3-10-3

■29歳以下

①就活スタート

就活の進め方を解説

※募集開始：1月6日(火)

〔日時〕1月20日(火)10時～13時

〔定員〕15名

②就コム!

セミナーと個別カウンセリングを
セットにしたプログラム

※募集開始：1月5日(月)

〔日時〕2月2日～3月12日の月・木
(全12回)14時～17時

〔定員〕10名

■34歳以下

③とうきょうJOBフェスタ

準備セミナーを経て、企業の採用担
当者と交流

※募集開始：1月9日(金)

〔日時〕1月23日(金)10時～17時

〔定員〕40名

■30歳～54歳

④セミナー「採用に至る人材とは」

企業の採用担当者によるパネルディ
スカッション形式のセミナー

〔日時〕1月16日(金)

13時30分～15時30分

〔定員〕100名



求職者 東京しごとセンター 対象 多摩のセミナー

東京しごとセンター多摩
住所：〒185-0021
国分寺市南町 3-22-10
(東京都労働相談情報センター国分寺事務所内)

■女性

⑤女性再就職サポートプログラム

ビジネスマナー・パソコンスキルを身
につけるプログラム

※託児サービス有。要事前予約

〔日時〕2月23日(月)～27日(金)

10時～16時

〔定員〕25名

〔募集期限〕1月20日(火)※面接選考有

〔会場〕スクエア21・府中市女性センター

■年齢不問

⑥合同就職面接会in東村山

10社参加予定。予約不要・入退場自由

〔日時〕1月20日(火)13時30分～

16時30分(受付13時～15時30分)

〔会場〕東村山市市民ステーション
サンパルネ

HP <http://www.tokyoshigoto.jp/> 一部のセミナーは、HPから申込み可能です。

【申込み先】東京しごとセンター ①☎03-5211-2851 ②☎03-5211-2862

③☎03-5211-6351 ④☎03-5211-2803

東京しごとセンター多摩 ⑤⑥☎042-329-4524



東京労働局からのお知らせ

職場でのセクハラ・マタハラでお悩みの方へ

セクハラとは、セクシュアルハラスメントの略で、性的嫌がらせのことです。職場でのセクハラは、①労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇・降格・減給等の不利益を受けること(対価型セクシュアルハラスメント)、②性的な言動により就業環境が害されること(環境型セクシュアルハラスメント)、に分類されます。

マタハラとは、マタニティハラスメントの略で、妊娠・出産、育児休業を理由とする不利益取扱いのことを意味します。

労働者ご本人はもちろん、事業主・人事労務担当者等で、職場におけるセクハラ・マタハラ対策の講じ方にお困りの方はいませんか? 東京労働局では、電話・面談で相談対応を随時行っています。内容によっては、トラブル解決の援助等も行っています。

【問合せ先】東京労働局雇用均等室

(セクハラ・マタハラ等に関すること) ☎03-3512-1611

(育児・介護休業等に関すること) ☎03-6893-1100



東京都最低賃金は時間額888円です

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた国の制度です。東京都最低賃金は、都内で働く労働者全員に適用されます。

【問合せ先】東京労働局賃金課 ☎03-3512-1614

求職者支援訓練2月開講コース

雇用保険を受給できない求職者等を対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣認定の職業訓練を実施します。原則として受講料無料です(テキスト代等は自己負担)。

【対象】雇用保険の受給資格がない求職者等一定の要件を満たす方※詳細はHPでご確認下さい。

【訓練科目】事務・医療事務・介護・IT等約50コース

【開講日】2月20日(金)

申込みは、1月5日(月)～20日(火)に、住所を管轄するハローワークへ。※条件により「職業訓練受講給付金」を支給

HP http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/menu/shienkunren.html

【問合せ先】都内各ハローワーク

HP <http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/>



工業統計キャラクター・コウちゃん▲

平成26年工業統計調査 のお知らせ

製造事業所を対象に調査を実施しますので、ご回答をお願いします。

【問合せ先】総務局統計部産業統計課 ☎03-5388-2544

公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細は、東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。